

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、2019年9月に刷新した以下の経営理念・ビジョンのもと、お客様や株主・投資家の皆様、お取引先、そして社員などあらゆるステークホルダーに対して、誠実で責任のある行動を心掛け、社会になくてはならない企業として持続的に成長していくことを基本方針としております。

経営理念

「空間の価値」を創造し続けることが、私たちの使命です。

ビジョン

- ・社会の役に立つ、「働く空間」の創造
- ・環境に貢献する、「優しい空間」の創造
- ・災害に負けない、「強い空間」の創造
- ・シナジーを生み出す、「支え合う空間」の創造

当社グループが定める企業行動憲章では、顧客の信頼と満足をいただけるよう、品質・安全の確保に万全を期し、価値ある製品・サービスを提供すること、市場の変化に迅速かつ的確に対応し、社会に有用で安全な製品・サービスを開発、提供し続け、常に企業価値を高めること、積極的かつ公正に企業情報を開示し、ステークホルダーとの対話を通じて、開かれた企業としての社会の信頼を得ること、良き企業市民として、地域社会との交流を深め、地域の社会活動への参加などを通じて、広く社会貢献に努めること等、当社グループを支える行動指針を定めております。

また、当社グループが将来にわたって発展・成長し続けるためには、法令・規則の遵守はもとより、広く社会規範を意識し、良識やビジネス倫理に照らして、誠実に行動していかなければならないと強く認識しており、当社は2019年6月にコンプライアンス基本方針を制定するとともに代表取締役社長CEOがコンプライアンス宣言を行っております。

当社に関わるそれぞれのステークホルダーに対する責任を果たし、事業活動を継続するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。経営の透明性の向上や公正性の確保に努め、合理的かつ機動的な経営活動が継続的に企業価値を高めるものと考えており、当社は適時適切な情報開示に取り組むとともに、あらゆるステークホルダーとの接点を大切に、信頼関係を築いてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境づくり】

当社は、議決権電子行使プラットフォームについては利用していませんが、今後、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き及び費用等を勘案し導入するか否かを判断します。また、招集通知の英訳についても、外国人株主比率等の推移も踏まえて判断する方針です。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、財務にかかる資料等の一部について英語での開示を実施しておりますが、その他開示資料等の英語での開示・提供については、外国人株主比率等の推移も踏まえて判断する方針です。

【補充原則4-1-3 CEO等の後継者計画】

当社取締役会は、過半数の独立社外取締役で構成される経営諮問委員会を諮問機関として、当社経営陣幹部のサクセッション・プランの検討に取り組んでおります。現段階においては、当社グループにおける役員候補人材の育成強化に重点を置き、取締役及びその候補者に向けた教育計画の立案、対象者別の教育の実施に注力しております。今後は候補人材の育成状況をモニタリングし、段階的に代表取締役社長CEOの後継者計画の策定・運用に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

上場株式の政策保有に関する方針について

当社は、事業戦略上の重要性及び取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に必要なと判断した場合には上場株式を政策的に保有することとしております。また、個別の政策保有株式について保有継続等の経済合理性を検証し、疑義が生じた場合には、保有継続の可否について諮問機関である投資委員会での審議を経て、取締役会に諮ることとしております。

政策保有株式に係る議決権行使の判断基準について

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、定期的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・事業戦略を尊重したうえで、当該企業の中長期的な企業価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損する可能性がないか等を個別に精査し、議案への賛否を判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員及び主要株主等による関連当事者取引については、その情報を適切に把握するとともに、経営の透明性を高める観点から、取締役会決議事項としております。

【原則2-6 アセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しておりますが、アセットオーナーとして企業年金の積み立て等の運用に関与しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略及び経営計画

経営理念は、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

また、中期経営計画については、当社Webサイトに公表しております。

<https://www.svh.co.jp/wp-content/uploads/2020/11/ManagementPlan2020-2.pdf>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社は、個別の取締役の報酬等の内容にかかる決定方針について、過半数の独立社外取締役で構成される経営諮問委員会へ諮問し、2021年3月12日開催の取締役会において、当該委員会より答申を受け決議しております。当該委員会において、当該決定方針に基づき検討を行い、当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が報酬に関する決議を行っております。

当社の役員報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本項目に加え本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役報酬関係】」において開示しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

独立社外取締役を主要な構成員とする経営諮問委員会が諮問機関として取締役の指名並びに選解任に関する方針と手続きに関する検討を行い、当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が定める取締役選解任手続に関する細則に基づき取締役会の決議により株主総会に選解任の議案を提出することとしております。なお、監査等委員である取締役の選解任については、監査等委員会の同意を得て株主総会に議案を提出することとしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

「株主総会招集ご通知」において個々の取締役の選解任・指名についての説明を行っております。

【補充原則4-1-1 取締役会の意思決定、委任の範囲の定め、開示】

当社は、取締役会規則、会議規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、取締役会における決議事項及びそれ以外の決裁権限の範囲等を明確化しております。なお、当社は2020年6月に監査等委員会設置会社へ移行しましたが、現状において取締役会をモニタリングボードとして運営することは検討しておらず、重要な意思決定を取締役に委任することについては定款において定めておりません。経営陣幹部の人員充足、コーポレート・ガバナンス体制の定着化を図り、中長期的に検討を進めてまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

経営諮問委員会において独立社外取締役の独立性基準並びに人材要件について検討を行い、当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が取締役選解任手続に関する細則を定めております。当社の独立社外取締役には、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、監査等委員でない社外取締役は自らの専門分野における知識や知見等を活かし、特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの観点から適切な判断をなし得る人格・識見を有すること、監査等委員である取締役は豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて適切に取締役の職務執行の監査を行い、経営の健全性確保に貢献できることを選任の基準とし、取締役会において建設的な議論を通じて当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性や規模に関する考え方、開示】

経営諮問委員会において取締役会の構成等について検討を行い、当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が取締役選解任手続に関する細則を定めております。また、当該細則の策定に際して、「取締役人材要件シート」を作成しており、社内取締役又は社外取締役として備えておくべき資質及び経験、取締役会全体として備えておくべき資質及び要件を明確化しております。これを踏まえて当社取締役会は、ジェンダー及び国際性等の多様性に配慮し、取締役会全体としての多様な知見及び専門性を備えたバランスの取れた構成とすることとしております。

2021年7月時点において、取締役8名のうち3名が社外取締役、また2名が女性の取締役であり、取締役会において中立的な視点を交えた多様性のある議論が展開されることにより、コーポレート・ガバナンス体制が維持されております。

【補充原則4-11-2 取締役の他社役員の兼任状況、開示】

当社の取締役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」の事業報告及び参考書類において開示することとしております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

経営諮問委員会が主体となり、年1回取締役会の実効性評価を実施し、その結果について分析しております。当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が評価の結果並びに改善の方針を決議したのち、実効性評価の結果並びに改善の方向性について、その概要を開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針、開示】

当社では、取締役会の諮問機関である経営諮問委員会において、当社取締役及びその候補者の能力の保有状況及び教育のニーズを検討し、トレーニングプログラムを策定することとしております。

当社グループでは、経営会議の諮問機関であるグループ人事委員会において、当社グループ事業会社の取締役、執行役員及びその候補者を対象にトレーニングに関する検討を行っております。

2020年度は当社取締役及び当社グループ会社役員並びにその候補者を対象に、それぞれの知識・スキルの保有状況に応じたトレーニングを2回実施いたしました。経営諮問委員会等において、トレーニングの効果や育成状況等についてモニタリングを行っており、当社並びに当社グループの経営理念・ビジョンの実現に向け、経営課題の解決及び経営の意思決定の高度化に資するトレーニングを計画しております。

【原則5-1 株主との対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。

(1)株主・投資家との対話はIR担当部門が中心となり、建設的な対話を促進するため代表取締役社長CEOが統括します。

(2)IR担当部門はコーポレート本部IR広報部とし、関係部門と有機的な連携を図り対応します。

(3)アナリスト、機関投資家等の皆様に対して、半期毎に決算説明会を実施するほか、個人投資家の皆様に対しても会社説明会を実施するなど個

別面談以外の対話の充実も図ります。また、ホームページ上に専用ページを設け、事業内容、業績、経営方針等を分かりやすく掲載します。
(4)対話において把握された株主の皆様の見解等については、取締役会、経営会議にフィードバックします。
(5)株主・投資家の皆様との対話に際し、社内規程に定め、インサイダー情報の管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ASLEAD STRATEGIC VALUE FUND	3,117,000	8.77
株式会社森岡インターナショナル	2,275,904	6.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,031,000	5.71
ASLEAD GROWTH IMPACT FUND	1,422,400	4.00
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A / C F J - 1309	1,409,981	3.97
株式会社北陸銀行	1,342,096	3.77
株式会社北國銀行	1,303,646	3.67
立花証券株式会社	1,158,900	3.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,063,900	2.99
日本生命保険相互会社	976,649	2.75

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柴田 美鈴	弁護士													
紙野 愛健	公認会計士													
樋渡 利美	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 美鈴				柴田美鈴氏は、弁護士としての幅広い知識と見識、実績に加えて、当社以外の社外取締役について豊富な実績を有しており、引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待しうるものと判断しております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

紙野 愛健				紙野愛健氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社の経営の監督、監査に活かしていただけるものと判断しております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
樋渡 利美				樋渡利美氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社の経営の監督、監査に活かしていただけるものと判断しております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会から求めがあった場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことができる旨規程に定めており、その職務を補助すべき使用人は当該業務の遂行にあたり取締役から指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社が監査証明を受ける有限責任PwC京都監査法人から、必要と認められた都度、監査結果の報告及びその説明を受けるほか、情報の交換等相互に連携を図ることとしております。また、内部監査室は、内部監査の結果を監査等委員会に報告し適宜指示を受けるほか、監査等委員会との情報の交換等相互に連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の下に独立社外取締役3名(紙野愛健(委員長)、樋渡利美、柴田美鈴)及び社内取締役1名(鈴木啓介(常務取締役))を構成員とした任意の経営諮問委員会を設置し、取締役に求める要件(資質、スキル及び経験等)を定め、取締役の選任プロセス並びに取締役報酬の算定方法及び報酬額決定プロセスの明確化を図るとともに、取締役会の実効性評価のみならず、事業運営全般につき、独立社外取締役によるモニタリング機能や適切な監督機能及び助言機能を十分に発揮しております。また、企業経営を行う上で必要と考えられるスキル(会計リテラシー、コンプライアンス、不正行為、反社会的勢力等への対応など)について、当社取締役及びその候補者を対象として継続的なスキル・トレーニングを実施するなど後継者の継続的な育成・輩出に向けて計画的に取り組んでおります。加えて、経営諮問委員会において、取締役の選任及び解任議案の原案、取締役候補の指名を行うにあたっての方針及び手続きについて審議し、取締役会に対して答申を行い、独立性・客観性を高めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
経営諮問委員会において独立社外取締役の独立性基準並びに人材要件について検討を行い、当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が取締役選解任手続に関する細則を定めています。当社の独立社外取締役には、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、監査等委員でない社外取締役は自らの専門分野における知識や知見等を活かし、特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの観点から適切な判断をなし得る人格・識見を有すること、監査等委員である取締役は豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて適切に取締役の職務執行の監査を行い、経営の健全性確保に貢献できることを選任の基準とし、取締役会において建設的な議論を通じて当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待できる人物を選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

過半数の独立社外取締役で構成される経営諮問委員会が諮問機関として取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに関する検討を行っております。
当社の取締役(社外取締役並びに監査等委員である取締役を除く。)に対して業績連動型の株式報酬制度(株式給付信託)を導入しているほか、取締役(非常勤取締役、社外取締役並びに監査等委員である取締役を除く。)の賞与が単年度の会社業績並びに取締役の業績評価及び行動評価に連動する設計としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る当社の取締役の報酬等は、次のとおりであります。

取締役13名の報酬等の額 187百万円

1. 当社は2020年6月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・業績連動報酬として、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額24百万円(取締役4名(社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。))が含まれております。

・非金銭報酬として、業績連動報酬および株式報酬の性質をもつ役員株式給付信託(在任型)に係る当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額15百万円(取締役5名(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。))および株式報酬の性質をもつ役員株式給付信託(退任型)に係る当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額15百万円(取締役5名(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。))が含まれております。

4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち、社外取締役年額20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。上記報酬等のほか、取締役(社外取締役を除く。)に対しては、株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く。以下「取締役」という。)の報酬限度額は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち、社外取締役年額30百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。上記報酬等のほか、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対しては、株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、上記報酬等限度

額とは別枠で決議いただいております。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、年額400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、個別の取締役の報酬等の内容にかかる決定方針について、過半数の独立社外取締役で構成される経営諮問委員会へ諮問し、2021年3月12日開催の取締役会において、当該委員会より答申を受け決議しております。当該委員会において、当該決定方針に基づき検討を行い、当該委員会の答申を踏まえ、取締役会が報酬に関する決議を行っております。

当社では、取締役の報酬は、優秀な人材の獲得、保持が可能となる水準とし、担うべき役割・機能に応じて設定される固定の月額報酬により堅実な経営を促すと同時に、業績及び個人評価に連動する役員賞与並びに業績に連動する株式報酬により、攻めの経営の動機付け及び投資家の皆様との利害の一致を図る方針としております。また、報酬の決定プロセスにおいては、経営諮問委員会の適切な関与を受け、公平かつ公正に報酬を決定することとしております。

2020年度において、取締役会は、代表取締役社長CEO 森岡直樹氏に対し、当社グループを取り巻く環境や経営状況等を理解したうえで、各取締役の担当職務の遂行状況や職責に関する評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適していると判断し、各取締役の月額報酬の額および役員賞与の配分に関する具体的内容の決定について委任しております。委任された内容の決定にあたっては、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、経営諮問委員会の答申に基づき決定されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役から業務執行に係る重要な文書等の閲覧要求があった場合には速やかに提出するとともに、説明の要求があった場合には速やかに対応することとしております。また、常勤の監査等委員は、内部統制システムに関する事項、内部監査室による監査に関する事項及び自らの監査結果に関する事項等について、社外取締役及び監査等委員である社外取締役と情報や意見を交換し取締役の監視・監督の実効性を高めることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名(黒澤均、紙野愛健、樋渡利美)を含む取締役8名(代表取締役社長CEO 森岡直樹、常務取締役 鈴木啓介、取締役 菊地潤也、水野聡彦、社外取締役 柴田美鈴、先述の監査等委員である取締役3名)で構成され、経営の基本方針その他重要事項の意思決定を行うとともに、子会社を含めた重要な業務執行状況を監督しております。また、監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名(常勤監査等委員 黒澤均、紙野愛健、樋渡利美)で構成され、重要会議に出席するほか、重要な書類を閲覧することにより、客観的かつ中立的な立場から、経営監視機能を果たしております。

取締役の職務執行状況の監視・監督は、社外取締役3名を含む8名の取締役で構成する取締役会及び社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役で構成する監査等委員会がこれを担っており、社外取締役が客観的及び中立的な立場から、経営監視機能を果たし得ると考えております。加えて、独立社外取締役3名(紙野愛健(委員長)、樋渡利美、柴田美鈴)、社内取締役1名(鈴木啓介(常務取締役))から構成される経営諮問委員会が取締役会の諮問機関として、取締役の指名・選解任プロセス、報酬決定プロセス、取締役会の実効性評価、当社取締役並びに経営陣幹部の育成・トレーニング等のコーポレート・ガバナンスに関する事項について継続的に検討を行っております。

当社の内部統制システムの整備の状況は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しており、内部監査室及び内部統制部が連携して、金融商品取引法に定める内部統制報告制度への対応を含め内部統制システムの維持及び改善を図っております。また、当社のコンプライアンス体制の整備の状況は、「企業行動憲章」、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」をグループ規程として制定するとともに、コンプライアンス担当取締役を任命して、当社グループにわたるコンプライアンス管理体制を確立し、その維持及び改善を図っております。加えて、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。当社のリスク管理体制の整備の状況は、「リスク管理規程」をグループ規程として制定し、リスクの軽減及び防止並びに当社グループにおける損失の最小化を図っております。また、リスク管理担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるリスク管理体制を確立し、その維持及び改善を図っております。加えて、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。

当社の子会社の業務の適正を確保する体制整備の状況は、「関係会社管理規程」を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を図るとともに、子会社の取締役を兼務する当社の取締役が重要な子会社の取締役会等の重要な会議に出席することにより法令等の適合性及び業務の適正性等を把握し、その状況を当社の取締役会、経営会議等の重要な会議にて報告を行っております。

内部監査室による内部監査結果は取締役及び監査等委員会に報告され、内部監査室は適宜監査等委員会から指示を受けるほか、監査等委員会と内部監査室は情報の交換等相互に連携を図ることとしております。また、選定監査等委員は、当社が監査証明を受けている有限責任PwC京都監査法人から必要と認められる都度、監査結果の報告及びその説明を受けているほか、情報の交換等相互に連携を図ることとしております。加えて、内部統制システムの有効性を高めるため、監査等委員会と内部統制担当取締役が必要に応じて情報や意見を交換することにより連携に努めております。

また、監査等委員会による監査機能並びに内部監査機能の向上、三様監査における連携の強化など監査等委員会監査及び内部監査制度の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2019年2月の会計不祥事案の発生以降、コーポレート・ガバナンス体制の改革に取り組んでまいりました。従前の体制における問題点の検討の結果、取締役会における経営の監督機能並びに監査役会による監査機能が十分に働いていなかったことが挙げられました。当社は、コーポレート・ガバナンスに係る幾多の改革を実行してまいりましたが、その更なる向上を目的とし、2020年6月30日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

今後は取締役会における社外取締役比率が向上したことにより、経営の客観性・透明性の一層の向上を図ってまいります。また、監査等委員である取締役が取締役会の一員となることにより、取締役の意思決定及び監督機能並びに監査等委員会の監査機能をそれぞれ有効に機能させ、コーポレート・ガバナンス体制の盤石化を目指してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月に開催した定時株主総会の招集通知は、開催日の19日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2021年度より、電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームについては利用しておりませんが、今後、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き及び費用等を勘案し導入するか否かを判断する方針です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、原則、本決算及び中間決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催することとし、決算の概要、経営方針及び戦略等について代表取締役社長CEOが説明を行うこととしております。また、当該説明会資料は、当社ホームページへ掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書等、会社説明会資料、株主総会の招集通知及び決議通知、年次報告書等を掲載するほか、ビジュアル化した直近の業績の主要な指標、株式の状況及びIRカレンダー等を掲載する等、IR資料の当社ホームページへの記載の充実に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署は、コーポレート本部IR広報部が担っており、関係部門と有機的な連携を図り対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」及び「コンプライアンス基本方針」においてステークホルダーの立場の尊重について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、以下の経営理念のもと、お客様や株主・投資家の皆様、お取引先、そして社員などあらゆるステークホルダーに対して、誠実で責任のある行動を心掛け、信頼される企業として成長していくことを基本方針としております。

経営理念

「空間の価値」を創造し続けることが、私たちの使命です。

ビジョン

- ・社会の役に立つ、「働く空間」の創造
- ・環境に貢献する、「優しい空間」の創造
- ・災害に負けない、「強い空間」の創造
- ・シナジーを生み出す、「支え合う空間」の創造

2. 内部統制システム構築に向けた基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける企業倫理の遵守及び企業の社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を制定し、当社グループ役員に周知徹底を図る。

当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図るため、「コンプライアンス規程」をグループ規程として制定する。

取締役社長CEOは、コンプライアンス担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるコンプライアンス管理体制を確立し、その維持及び改善を図るものとする。

当社は、グループ全体におけるコンプライアンスの運用状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

グループ各社におけるコンプライアンス責任者は、各社の社長とする。

当社は、コンプライアンス経営を有効に機能させるため、グループ全体を対象として、通常の報告経路から独立した内部通報のしくみを設ける。

当社グループは、反社会的勢力に対する対応を「反社会的勢力対策規程」に明示し、反社会的勢力との取引関係その他一切の関わりを持たず、徹底的に排除する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性及び健全性の維持に努める。また、「取締役会規則」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。

当社は、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

当社は、取締役会の実効性の評価、取締役の選解任、報酬について検討する経営諮問委員会を設置する。

当社は、グループ会社の取締役の選解任や幹部職員候補者への育成計画等の諮問機関としてグループ人事委員会を設置する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループにおけるリスクの軽減及び防止並びに会社損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」をグループ規程として制定する。

取締役社長CEOは、リスク管理担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるリスク管理体制を確立し、その維持及び改善を図るものとする。

当社は、リスク管理の当社グループへの推進及びリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。

グループ各社におけるリスク管理責任者は、各社の社長とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営のため、「関係会社管理規程」を制定する。

当社は、必要に応じて、グループ各社に取締役を派遣する。

内部監査室及び内部統制部は、連携して当社グループにおける経営の合理化及び効率化並びに業務の適正な遂行について、その維持及び改善を図るものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項及びその当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から求めがあった場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことができる。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当該業務の遂行にあたり取締役から指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、取締役会、経営会議に付議又は報告される事項のほか、次の事項につき取締役、内部監査室又は使用人から定期的又は臨時に報告を受ける。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
- ・内部監査室が実施した内部監査の結果
- ・その他監査等委員会が必要と定めた事項

当社は、前記に関する報告を行ったことを理由として当社グループ役員は不利な取扱いを受けないことを周知する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社グループの重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。

監査等委員会は、監査の実施にあたり必要あるときは、弁護士等の外部専門家を活用することができる。なお、その費用は当社が負担するものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用等を請求したときは、監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法、そのほか適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2019年6月27日にコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス宣言とともに、経営トップより社内外にこれを表明しております。また、反社会的勢力等との関係遮断に関する規程の改定や反社チェック実務マニュアルを制定しているほか、2019年度に現行の取引先約3万社に対し、悉皆での属性調査を実施し、反社会的勢力が存在しないことを確認しており、その後も新たに取引を開始する取引先については、都度属性調査を実施するなど、反社会的勢力排除に向けた取り組みを継続的に実施しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

当社は、着実な業績の向上や効率的な経営資源の活用等による企業価値向上の努力に加えて、市場の評価と企業価値のギャップを埋める努力、さらには、株主との共同利益の確保及び向上に努めることが最良の策であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示における基本方針

当社は、上場会社として経営の透明性と健全性の確保に努めることが重要な社会的責任であると認識しております。また、投資判断に影響を及ぼす会社情報の適時適切な開示が重要であると認識しており、迅速かつ的確な情報開示に取り組むことを基本としております。

2. 会社情報の適時開示における社内体制

会社情報の適時開示の管理責任者は、コーポレート本部担当役員としております。

情報の重要性及び適時開示の情報か否かについては、適時開示規則等に準じて、コーポレート本部担当役員がコーポレート本部及び当該事象発生部門等と協議し判断しております。

コーポレート本部担当役員は、決定事実および決算に関する情報については取締役会等の承認を経て遅滞なく適時開示を行っております。また、発生事実に関する情報については、取締役社長CEOの承認を経て、発生後遅滞なく適時開示を行っております。

なお、適時開示については、コーポレート本部IR広報部が担当しております。

3. 内部情報の管理について

情報管理等の運用および安全性確保に関する事項を「情報セキュリティ管理規程」に定め、周知徹底を図っております。

自社株式の売買に関する行動基準並びに内部情報の管理を「内部者取引防止規程」に定め、証券市場に対する阻害行為の未然防止と内部情報の管理等徹底を図っております。

